

5 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、子どもと関わる施設等の職員の技術向上や情報共有などを支援をする役割があります。市では、巡回保育相談や現場職員の研修を行っています。

5現場 —1	児童発達支援センターの設置	11 新規
途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」の役割や機能を検討する。		
関係機関	子ども家庭支援センター・障害福祉課・健康推進課・教育支援課	
他機能での再掲	1相談—11 2成長—3 3情報—5 4家庭—7 7コーデ—6 8理解—1	

5現場 —2	ドリーム学園退園児が通う保育園や幼稚園に対する支援	16 継続
ドリーム学園に在籍していた乳幼児のうち、保育園や幼稚園に通う幼児については、職員が在籍園に訪問し状況を確認するとともに、園の職員に対し必要な支援を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	2成長—7	

5現場 —3	保育園での課題や問題の共有、情報の発信	26 継続
各園の保育コーディネーターが集まり情報や課題の共有を行う「保育コーディネーター連絡会」を活用して、必要に応じて、保育園や幼稚園など関係機関に対し、保育や発達支援に関する情報発信を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課	
他機能での再掲	3情報—9 7コーデ—7	

5現場 —4	民間療育機関等の連携と情報共有への支援	31 継続
児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるには相談支援計画が必要となる。各事業者については、事業の質の向上も求められることから、事業者間はもとより、障害福祉課や子ども家庭支援センターなど、発達支援にかかる主管課との連携を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・障害福祉課・健康推進課・障害児相談支援事業者・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	3情報—14	

5現場—5	子育てひろば職員研修	45
		継続
子育てひろば職員に対し、保護者に寄り添い、子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うため、研修を継続して実施する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	なし	

5現場—6	子育てひろばへの巡回支援	46
		継続
職員が子育てひろばを巡回し、特に支援が必要な子どもや保護者を関係機関につなぐなど、子育てひろばを支援する。巡回支援を行う職員については、保護者の悩みや焦りへの対応、子どもの発達支援への対応力の向上が求められるため、発達支援のコーディネート力を強化する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	7コーデ—9	

5現場—7	保育士・幼稚園教諭研修	47
		継続
障害児や発達支援に必要な乳幼児への保育について、継続して研修を実施する。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場—8	学童保育所・児童館職員の障害児研修	48
		継続
学童保育所や児童館の職員が、日々の保育や指導の中から障害児や発達に支援や配慮が必要な子どもへの理解を深めるほか、子どもへの適切な対応や支援の力を向上させるため継続して研修を実施する。		
関係機関	子ども育成課	
他機能での再掲	なし	

5現場—9	スキルアップのための研修用資料の作成	49
		継続
<p>保育園や幼稚園等で勤務する職員の発達支援の必要な子どもへの対応スキル向上のためには研修機会を確保し、研修内容を映像化するなどより多くの職員が研修を受けられるような手法の検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

5現場—10	子育てひろば等における地域支援	50
		継続
<p>子育てひろばで、親子の関わりを楽しむ遊びを促すなど、保育園の保育士が地域支援を行う。</p>		
関係機関	子育て推進課・保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場—11	巡回保育相談	51
		継続
<p>認可保育園及び幼稚園を対象に実施している巡回保育相談について、引き続き子ども未来センターでの発達相談と連携して行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

5現場—12	連携保育施設への技術支援	52
		継続
<p>保育園は、連携保育所となっている地域型保育所に対し、子どもの見立てや接し方などにおいて技術的な支援を行う。</p>		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場—13	学童保育所や児童館への巡回相談	53
		継続
<p>学童保育所や児童館の職員を支援するため、障害児等の巡回相談を継続して実施する。</p>		
関係機関	子ども育成課	
他機能での再掲	なし	

5現場-14	子育て支援機関等への支援	54
		継続
認可保育園や幼稚園など、市内の子育て支援機関に対し、発達支援の必要な子どもへの対応力の強化を図るため、医療機関としての見地から技術的な支援を行う。		
関係機関	保育課・市内小児科医療機関	
他機能での再掲	なし	

5現場-15	児童養護施設への支援	55
		継続
児童養護施設に入所し、市内の小学校へ入学予定の幼児のうち、発達に支援や配慮の必要な幼児については、児童養護施設からの要請に基づき、巡回保育相談や発達相談の対象とするとともに、小・中学校への入学に向けては、必要に応じて就学相談で対応する。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課・児童養護施設	
他機能での再掲	なし	

5現場-16	障害児相談支援事業者への支援	56
		継続
児童福祉法上のサービスを利用する際、障害児相談支援事業者が障害児支援利用計画を作成するが、児童、特に未就学児に関する障害児支援に関わる相談支援専門員の質の向上が求められている。障害福祉課や子ども家庭支援センターなど未就学児の発達支援に係る部署との連携を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・障害福祉課・障害児相談支援事業者	
他機能での再掲	なし	

5現場-17	保育園発達支援研修会	57
		継続
認可保育園の保育士を対象に、保育園発達支援研修会を継続して実施し、保育技術の向上を目指す。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場-18	発達支援の必要な子どもへの保育園・幼稚園での療育的取組	58
		継続
認可保育園や幼稚園に入園している子どものうち、発達支援の必要な子どもを対象に、通常の保育を行う中で療育的な関わりを行うための取組みや人材育成のあり方、体制について検討を行う。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場-19	障害児対応職員の加配（認可保育園）	59
		継続
認可保育園に対して実施している障害児保育士の加配について、継続して実施する。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場-20	障害児対応職員の加配（幼稚園）	60
		継続
幼稚園に対して、障害児や発達支援の必要な幼児の受け入れを進めるため、障害児対応職員を加配した場合の補助を行う。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場-21	障害児対応職員の加配の判断	61
		継続
発達に支援や配慮が必要な子どもが安心して過ごすためには加配職員が必要となる場合がある。障害児対応職員の加配の配置加算については、医師による診断書・情報提供書・意見書等において加配が必要と判断されていることが条件となっている。しかしながら、実際の運営上は、診断がない子どもについても加配が必要な状況が多く発生している。このため、保護者の感情にも配慮しながら、加配職員配置の判断基準について検討する。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課	
他機能での再掲	なし	

5現場-22	保育コーディネーター	62
		継続
保育コーディネーターが保育園の中で役割を効果的に発揮できるよう「保育コーディネーター連絡会」等を通して支援を行う。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	7コーデ-10	